第5章 新たな「公共」の形成に資する社会教育のこれからの方向性

1 市民主体の地域社会をめざすこれからの社会教育事業

これまでも見てきたように、これからの日本社会の方向性を考えるとき、市民的社会は地域住民としての個人だけで成り立つものではない。また、これからの新しい「公共」は、これまで「公共」とされてきた国や政府、地方自治体の施策にだけ求められるのではない。「市民」の概念も変化しつつあり、市民的自覚をもった住民個人に加え、NPOやNGO、そして、社会貢献を行う「企業市民」も加わって構成される。そのような「市民社会」が向かうべき方向であり、形成されようとしている社会である。必要な事業を行う場合も、行政だけに限定されない。

したがって、地域社会で行われる社会教育事業の在り方を考えるとすれば、いくつかの 観点があろう。すなわち、行うべき社会教育事業に見いだされる「公共性」の内容とその 取り扱いである。

まず、社会教育事業が公費を使用し、「公共サービス」として行われる際、それが「公共性」をもっているかどうかが問われよう。民間部門での受益者負担で行われる事業であれば、特に問題はないであろうが、それが「公共サービス」として行われる場合、説明責任が求められる。

また、社会教育事業として行われる結果が、個人の利益としてのみ獲得されるものか、 社会的に還元されるものかどうかでも、取り扱いが異なるであろう。だが、学習者個人の 利益を志向した事業であったとしても、社会的問題・地域的問題の解決を図ることにつな がったり、社会的要請に応えるものであったり、地域社会等に還元されるのであれば、必 要な事業とされるであろう。

さらに、費用対効果の観点から、「公共サービス」を行政が行うよりも民間や NPO とのパートナーシップで実施することが望ましいとされる場合も出てくるであろう。

地域社会が抱える諸課題に従来の「公共」が対応するだけでは難しい。そして、現代的 課題や次々に出てくる新しい課題への対応は、多様な「市民」の参加によるところが大き い。その市民を育成するのは社会教育の大きな役割である。

(1) どのような事業を行うか

この前提には、誰が問題を発見するか、設定するかという問題がある。従来は、問題の設定はどちらかといえば「行政」「官」が行う場合が多く、「住民」「民」は勝手に実施し、費用も負担しなければならなかった。

課題の設定は誰が行い、どのような事業に支出するかについては、「市民」と検討する ことが必要になろう。そのような場合にどのように取り組むべきか、そのシステムを構 築していく必要があろう。何かをモデルに、取組の中から作り上げることになろう。

市民の意識を高める事業、自発的な活動の支援事業、社会参加活動の支援事業等があるう。

(2) どのような配慮をすべきか

新たな「公共」を目指して、市民社会の協働関係を作らなければならない。結果が十分見えている訳では無い中で、とりあえず実施して見るということは重要であろう。その意味では、関係団体等との事前の十分な協議が結果をもらたすと思われる。

そして、広がりをもった「市民」相互の関係の中で、事業の取組範囲の限定は難しいと予想される。連携・協力体制を作りネットワークをもった「市民」の社会資源が活用されなければならない。さらには、行政の中におけるネットワーク形成も求められる。

- (3) 何を目指すべきか (順不同)
- ①国・自治体・行政等と「市民」の協働関係の仕組みを作ること
- ②自己責任と積極性のある「市民」・「市民意識」を育て、社会参加活動につなげること
- ③絶えず公共性を確認すること
- ④「市民」としての人材資源の養成・形成(個人および団体等)に徹すること
- ⑤ネットワークの形成という社会的な資本・財産を増やすこと
- ⑥新たな事業実施の方法を探ることと、次の活動につながるような評価を行うこと

· (山本 和人)